

ユニプレス健康保険組合並びに母体企業が共同で実施する 健康診査事業の公表について

ユニプレス健康保険組合

個人情報保護法において個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用 については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ユニプレス健康保険組合では、健康診査事業について、ユニプレス(株)・ユニプレスサービス(株)・ユニプレス九州(株)・ユニプレスモールド(株)・ユニプレス精密(株)（以下：母体企業）と共同実施し、健診データを共同利用しています。

したがって法律で求められている ①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者 について次のように公表します。

1. 母体企業との健康診査事業の共同実施について

当組合では被保険者（従業員）の健康管理を考える上で、効率的効果的であるため母体企業とともに健康診査事業を共同実施しています。

2. 共同利用する健診データ項目について

- ・内科診察（既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- ・身体計測（身長・体重・腹囲）
- ・視力・聴力検査
- ・胸部 X 線
- ・血圧測定（収縮期・拡張期）
- ・心電図検査
- ・尿検査（蛋白・糖）
- ・肝機能検査（G O T, G P T, γ -G T P）
- ・血中脂質・尿酸検査（中性脂肪・H D L・L D L コレステロール）
- ・血糖検査（空腹時血糖・尿糖・HbA1C）
- ・血液検査（赤血球・血色素量）

※下線以外の部分は労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

母体企業	・・・	健診担当者
ユニプレス健康保険組合	・・・	健診担当者
		保健師（委託する保健師含む）

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・母体企業においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を保持するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。
- ・ユニプレス健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、母体企業とともに被保険者の健康の保持・増進に努めます。
具体的健診データの利用は、健保組合のコンピュータにデータ保存し、疾病分析、母体企業の産業医、保健師による健康相談・保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を対象に特定健診データを基に抽出し、特定保健指導を行います。

5. 健診データの管理責任者について

健診データの当組合の管理責任者は常務理事です。